

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御殿場市長

市町村名 (市町村コード)	御殿場市 (22215)
地域名 (地域内農業集落名)	御殿場地区(北久原、仁杉) (北久原、仁杉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月21日 (第1、2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者がいない世帯が半数を超えている。地域の大部分で基盤整備が完了しており優良農地が広がっているが、今後後継者不足が懸念されており、現在の担い手や新たな担い手への集約・集積が急務となる。
【地域の基礎的データ】
主な作物: 水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域全体で法人化による農地の管理や保全できる仕組みを構築する。担い手が不在の農地では畑地化して大麦栽培への転作や種苗メーカーの誘致を検討する。
基盤整備が完了している農地では、機械化、スマート農業の導入を進める。
新東名高速道路のICから近いこともあり、農作業とイベントを組み合わせた体験農業を開催する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の内、現況農地及び現況原野とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業従事者で法人を設立し、地域の農地を農地中間管理機構から一括で借り受ける方式を検討する。担い手が不在の農地では、法人が直接耕作を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、必要であれば畑地化の基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の未活用人材の発掘や首都圏からの農業従事希望者の募集と並行し、農業体験や農業教育を開催することで新規就農に結び付ける。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--